

厚生労働科学研究費補助金配分機能の

移管事業の範囲について（案）

- ・ 一般公募型研究は原則として配分機関に移管し、政策的必要性の高い、一般公募型のうちの行政政策研究分野、指定型研究、及び戦略型研究等は引き続き本省にて実施することとしてはどうか。（※行政政策研究分野は、厚生労働行政政策に直結する「行政政策研究事業」と社会的要請が強く緊急性のある課題に関する「厚生労働科学特別研究事業」から構成されている。）
- ・ 一方で、行政ミッションとして行う研究については、トップダウンで目標を設定した上で実施すべきとの指摘がある。これまでの一般公募型について、行政政策の推進のためにトップダウンで指定型研究として行うべき研究と、競争的環境の下で公募し採択すべき一般公募型研究を改めて精査分離する必要がある。

（例）

本省	FA
<ul style="list-style-type: none"> ・指定型 ・その他(戦略型、プロジェクト提案型等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般公募型(注1) ・若手育成型
<ul style="list-style-type: none"> ・行政政策研究分野 (一般公募型) 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生科学基盤研究分野(注2) ・疾病・障害対策研究分野(注2) ・健康安全確保総合研究分野(注2)

(注1) 行政政策研究分野を除く

(注2) 指定型、戦略型及びプロジェクト提案型を除く

一般公募型	行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、競争的環境の下で公募し、採択するもののうち、戦略型、プロジェクト提案型及び若手育成型以外のものをいう。
指定型	行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながるものにするため、当該研究課題を実施する者を指定するものをいう。
戦略型	行政施策の推進のために重点的な取組が必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、あらかじめ研究の成果目標及び計画を策定した後に、競争的環境の下で公募し、採択するものをいう。
プロジェクト提案型	行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため競争的環境の下で公募し、採択するもののうち、研究課題に対して提案された内容について、研究者との対話を重ねて詳細な研究計画に改善し、次年度以降に当該研究計画に従い研究を実施するものをいう。
若手育成型	行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、競争的環境の下で公募し、採択するもののうち、申請者が一定の年齢であることを条件とすることにより、将来の厚生労働科学研究を担う研究者を育成するものをいう。